

研究・知財戦略機構 自己点検・評価報告書

I. 理念・目的

1. 目的・目標

(1) センター・委員会の理念・目的

機構は、世界のトップユニバーシティを目指し本大学において世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともに、その成果を広く社会に還元することを目的とする（資料1-1-1, 第2条）。

2. 現状（2011年度の実績）

(1) センター、委員会等の理念・目的は適切に設定されているか

① 理念・目的の明確化

研究・知財戦略機構（以下「機構」という。）は、2005年5月の設立以来、その目的である世界的水準の研究、本学の特長及び強みを活かした個性的な研究、研究の国際化等を推進するため、研究体制及びそれらの支援体制の整備に取り組んでいる。

② 実績や資源から見た理念・目的の適切性

研究活動を戦略的に進め、研究環境の重点的整備の推進を任務とする研究企画推進本部が設置されており（資料1-1-1, 第9条）、戦略的な研究組織として、特別推進研究インスティテュート（資料1-1-1, 第18条）及び研究クラスターを設置している（資料1-1-2）。また、社会との連携活動に関しては、研究活用知財本部を核として、幅広い地域・産官学連携活動を行う（資料1-1-3）とともに、これらの連携に関する体制整備のほか関係校規、各種ポリシー等の整備を行っている（資料1-1-4, 3・4頁）。

③ 個性化への対応

本学の特色を生かした世界的水準の学術研究及び応用研究を推進する研究組織として特別推進研究インスティテュートを設置している。2011年度は、「先端数理科学インスティテュート（MIMS）」（資料1-1-5）に続き、次なる研究拠点の展開のため、既に研究クラスターとして設置されていた「バイオリソース研究国際クラスター」を特別推進研究インスティテュートに昇格させ、本学の特色を活かした世界的水準の学術研究及び応用研究を推進してきた（資料1-1-6）。さらには、国際的な諸問題を研究課題とし、その解決策を探求・立案して国際社会への政策提言を図る戦略的拠点として、「国際総合研究所」を発足させ（資料1-1-7）、3研究機関が稼働している（資料1-1-4, 5-8頁）。

また、インスティテュートへの昇格を目指して研究の国際化が特に顕著な研究組織、社会連携が特に顕著な研究組織又は独創的・画期的な研究内容である研究組織の中から、今後の発展が期待されるものとして選定された研究クラスター、「日本古代学研究所」、「知的財産法政策研究所」及び「野生の科学研究所」を2011年度に設置した（資料1-1-4, 9-11頁）。

さらに、研究クラスターを目指して特定の研究課題にかかわる共同研究等を推進している特

定課題研究ユニットが80余あり、本学の研究活動の個性化に寄与している（資料1-1-4, 12-13頁）。

機構の付属研究施設としては3つある（資料1-1-4, 14-16頁）。2010年度に博物館から機構に移管された「黒曜石研究センター」は黒曜石研究の国際ネットワーク拠点となるため、海外の研究機関と連携を図るとともに、学外研究資金の獲得に向けた活動を推進し、実績を積み重ねている（資料1-1-8）。これに加えて2011年度は、経済産業省の補助金を受けて、私大では唯一、全国8拠点の一つで未来型農業を志向した「植物工場基盤技術研究センター」を生田キャンパスに設置した（資料1-1-9）。また、同じく経済産業省の整備費補助事業をもとに「地域産学連携研究センター」を開設した（資料1-1-10）。同センターでは、インキュベーション機能を中心に地元の経済振興などを視野に入れた新産業・新事業の創出に貢献すべく、その活用方法を検討している。

(2) センター、委員会等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

① 構成員に対する周知方法と有効性

機構の理念・目的は校規として規定化されており、本学の研究体制、各種ポリシー等はイントラネットシステム、ウェブサイト等で公開している（資料1-1-11）。目標等は、年度計画書等に記載されており、ウェブサイト等を通じて広く周知がなされている。

② 社会への公表方法

機構の理念・目的は校規として規定化されている。目標等は、年度計画書等に記載されており、ウェブサイト等を通じて広く周知がなされている。

(3) センター、委員会等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

機構会議のほか、機構の下に設置されている研究企画推進本部及び研究活用知財本部の会議において検証するとともに、次年度の年度計画書を作成する過程において、得られた成果をもとに機構会議または機構会議執行部会（資料1-1-12）で検証している（資料1-1-13）。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

機構設置以前は、大学として研究活動を推進していく機関がなかったため、大学全体としての戦略的な研究活動の推進が困難であり、研究者個々の研究力に依拠していた。機構の設置により、この下で主に戦略的な研究活動を支援・推進する「研究企画推進本部」と、産官学連携による共同研究及び受託研究を推進するとともに創出された研究成果等の知的財産等を社会に広く還元する「研究活用知財本部」の2つの本部が位置付けられ、研究支援制度等を構築することにより、競争的研究資金等外部資金の獲得増につなげており、理念・目的が明確になってきている。

また、研究企画推進本部及び研究活用知財本部の有機的連携、機構関係役職者間の相互理解、情報共有及び意思疎通を図ることを改善計画としていたが、2010年度より、機構会議から委任された事項を審議・決定する機構会議執行部会が設置されたこともあり、役職者間の連

携がよりスムーズとなり、内規等の整備をすすめている。

(2) 改善すべき点

研究企画推進本部及び研究活用知財本部の設置の意義は、研究の促進を図り、そこから生じる知的財産を効果的に権利化して、広く社会における活用を促すことにある。両本部が有機的に連携して相乗効果を挙げるには、本学で社会的に注目を集める個性的かつ未来志向の研究を多く実施する必要がある。また、産官学連携を積極的に行うためにも、より一層、魅力的な研究成果を数多く創出する活動及び体制構築に注力した上で、両本部が密に連携を図りながら、所期の目的の達成を図っていかねばならない。

社会的評価、特色、活力等の検証については、外部資金の獲得状況の推移を見て判断しているが、本学の特色や活力面の検証は難しい。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

機構の目的である世界的水準の研究を推進し、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を進めていくために、特別推進研究インスティテュート、研究クラスター等の研究拠点の運営体制を積極的に支援していく。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

機構の下に設置される各本部、附属研究機関・施設のより一層の連携強化・活動の活性化を推進し、外部資金の獲得増、研究成果の創出等を図っていく。

5 根拠資料

資料1-1-1 明治大学研究・知財戦略機構規程

資料1-1-2 研究クラスターに関する要綱

資料1-1-3 明治大学研究活用知財本部規程

資料1-1-4 『明治大学研究年報 2011』資料1-1-5 明治大学先端数理科学インスティテュート設置要綱

資料1-1-6 明治大学バイオリソース研究国際インスティテュート設置要綱

資料1-1-7 明治大学国際総合研究所設置要綱

資料1-1-8 明治大学黒耀石研究センター要綱

資料1-1-9 明治大学植物工場基盤技術センター要綱

資料1-1-10 明治大学地域産学連携研究センター要綱

資料1-1-11 ウェブサイト (<http://www.meiji.ac.jp/research/index.html>)

資料1-1-12 研究・知財戦略機構会議の執行部会設置に関する申合せ

資料1-1-13 2012年度第1回研究・知財戦略機構会議議事録

II. 教育研究組織

1. 目的・目標

(1) 教育研究組織の編成方針

大学全体としての戦略的な研究活動を推進していくために機構が設置され、機構を核として本学全体の研究活動を統括し、及び研究活動の指針を定めている。

この機構の任務である「研究の戦略的推進」、「研究環境の重点的整備」、「研究資金確保のための活動」、「研究の国際化推進のための活動」、「研究面における社会との連携活動」、「知的財産の創出、取得、管理及び活用」等を円滑に遂行するために組織編成を行い（資料1-2-1, 第3条・第4条）、適宜、見直しを進めている。

2. 現状（2011年度の実績）

(1) センター、委員会等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

① 教育研究組織の編成原理

機構の下には研究企画推進本部と研究活用知財本部が設置されている。研究企画推進本部の下に、基盤研究部門（社会科学研究所・人文科学研究所・科学技術研究所）が設置され（資料1-2-1, 第12条・第14条）、研究活用知財本部の下には技術移転機関（TLO）としての知的資産センターと研究成果活用促進センター（2011年4月から改編）の2つの機関が設置されている（資料1-2-2, 第9条・第10条）。

② 理念・目的との適合性

機構の理念・目的達成のため、研究企画推進本部の任務は、本学における「研究推進戦略」、「研究にかかわる情報収集・発信」、「大型研究プロジェクトの企画・立案」、「特定課題研究ユニットの審査・支援」、「国際連携・協力の企画・立案」及び「大学院共同研究」「科学研究費助成事業、その他の学外研究助成による研究の推進・支援」や「研究資源の配分の企画・立案」を任務としている（資料1-2-1, 第9条）。

研究活用知財本部は、「知的財産に関する戦略の策定」、「知的財産の創出・評価・活用の方針決定・管理及び保護」、「産官学連携による共同研究・受託研究等の推進・支援」、「知的財産に関する情報の収集・提供」、「知的財産に関する教職員等の相談・啓発活動・人材育成」、「知的財産に係るリスク管理」及び「ベンチャー企業の育成・支援」を主な業務としている（資料1-2-2, 第3条）。

③ 学術の進展や社会の要請と適合性

研究企画推進本部及び研究活用知財本部の両本部における会議等において検証しているとともに、次年度の年度計画書を作成する過程において、得られた成果を基に検証している。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

研究企画推進本部及び研究活用知財本部の両本部において、会議開催時に検証しているとともに、次年度の年度計画書を作成する過程において、得られた成果を基に検証している（資料1-2-3, 資料1-2-4）。

社会的評価や活力についても、定期的に行われる機構会議・機構会議執行部会において議論するほか、年度計画書及び自己点検・評価報告書を提出する際に、総合的に検証を行っている（資

料1-2-5)。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

機構の下に設置されている研究企画推進本部と研究活用知財本部が有機的な連携を図ることにより、重点的に戦略を構築することが可能な制度となっている。また、学長が機構長となる研究組織体制を確立したことにより、機構長のリーダーシップの下、全学的な観点から研究体制の構築を図り、時代の趨勢に応じて迅速かつ的確に対応する事業計画の推進が可能となっている。

(2) 改善すべき点

前述のとおり、2つの本部が有機的に連携して相乗効果を上げるための制度は構築されているが、連携については十分に活かされていないのが現状である。本学で社会的に注目を集める个性的かつ未来志向の研究を多く実施し、顕著な成果を数多く挙げなければ、それを活用した産官学連携を行う研究活用知財本部は十分機能しなくなる。今後は、より一層、魅力的な研究成果を数多く創出する活動及び体制構築に注力した上で、両本部が密に連携を図りながら、所期の目的の達成を目指していく必要がある。

また、研究企画推進本部及び研究活用知財本部の有機的連携、機構関係役職者間の相互理解、情報共有及び意思疎通を図ることを改善計画としていたが、機構会議から委任された事項を審議・決定する機構会議執行部会を設置したことにより、役職者間の連携が推進された(資料1-2-6)。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

2011年度においても、次年度からの本格的な運営を目指して機構の附属研究機関として国際総合研究所とバイオリソース研究国際インスティテュートが、また、機構の附属研究施設としての植物工場基盤技術研究センターと地域産学連携研究センターがそれぞれ設置されるとともに、インキュベーションセンターの改編等が行われた。また、これらの研究機関の情報交換のために連絡会を設ける。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

研究企画推進本部及び研究活用知財本部の有機的連携、機構関係役職者間の相互理解、情報共有及び意思疎通をいっそう図り、機構会議の委任事項に関する申合せ・関連内規等を体系的に整備・充実させていく。

5 根拠資料

資料1-2-1 明治大学研究・知財戦略機構規程

資料1-2-2 明治大学研究活用知財本部規程

資料1-2-3 研究企画推進委員会議事録

資料1-2-4 研究活用知財本部会議議事録

資料1-2-5 機構会議議事録

資料1-2-6 研究・知財戦略機構会議の執行部会設置に関する申合せ

Ⅲ 教員・教員組織

1. 目的・目標

(1) センター、委員会等の求める教員像及び教員組織の編制方針

明治大学教員任用規程及び明治大学特任教員任用基準並びに明治大学客員教員任用基準に基づき、当該校規に明示されている学長の基本方針に基づいて機構の事業目的に沿った活動に従事し、事業活動の高度化を推進する教員組織を編成している。

事業活動の内容としては研究・知財戦略機構規程に規定されている「研究の戦略的推進」、「研究環境の重点的整備」、「研究資金確保のための活動」、「研究の国際化推進のための活動」、「研究面における社会との連携活動」、「知的財産の創出、取得、管理及び活用」等となっている。

2. 現状（2011年度の実績）

(1) センター、委員会等として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

① 教員に求める能力・資質等の明確化

機構では、より一層の研究活動の活性化を目指して、外部資金を獲得できる教員の任用を進めている（資料1-3-1）。

② 教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任の明確化

機構所属の教員のうち、特任教員10名及び客員教員6名（2012年3月31日現在）については、拠点リーダー等の責任の下、各自、専門の研究分野を分担して、研究活動を組織的に推進している。

(2) センター、委員会等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

① 編制方針に沿った教員組織の整備

2012年3月時点での機構所属の第3号特任教員は10名及び第4号客員教員6名となっている。今後もこの制度をより一層有効的に活用するために、職務内容、処遇、研究室スペースの確保などを含めて総合的に検討し、環境整備を行っていく。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

① 教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

機構に所属する特任・客員教員の採用に当たっては、明治大学教員任用規程及び明治大学特任教員任用基準並びに明治大学客員教員任用基準に従い、採用手続を行っている。採用手続については、学部等に準じて審査委員会を組織し、審査を行った。

② 規程等に従った適切な教員人事

明治大学教員任用規程、明治大学特任教員任用基準、明治大学客員教員任用基準及び研究・知財戦略機構における教員の任用に関する内規に基づき採用している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

① 教員の教育研究活動等の評価の実施

年度ごとに当該年度にかかわる研究成果等を記載した成果報告書を提出してもらっており、機構会議で報告・検討している（資料1-3-2）。

②FDの実施状況と有効性

年度初めに、新規任用教員を対象に説明会を実施し、研究費使用ルール、科研費等公的資金獲得支援サービス、技術移転・特許申請等支援体制等についてオリエンテーションを実施している（資料1-3-3）。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

機構所属特任教員による科学研究費助成事業等の競争的資金獲得につながった。

(2) 改善すべき点

日本語を母国語としない特任教員への支援体制整備が課題である。（例：関係諸規定・様式・お知らせ文書等の英文対応等。）また、海外研究機関等からの客員教員への支援体制整備が課題である。（例：就労ビザ等の手配、滞在場所確保など研究環境体制整備）

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

日本語を母国語としない教員に対しては、各種申請お知らせ文書の英語版を作成したり、英語で対応するなど工夫して遺漏のないようにしていく。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

さまざまなバックグラウンドを持つ特任・客員教員の支援体制を整備していく。

5 根拠資料

資料1-3-1 研究・知財戦略機構会議の執行部会設置に関する申合せ

資料1-3-2 機構会議議事録

資料1-3-3 新任教員研修資料

VII 教育研究等環境

[VII-1 校地・校舎および施設・設備]

1. 目的・目標

(1) 教育研究環境整備に関する方針

大型の重点的な設備投資を検討し、関係機関等に要望し本学の教育研究環境を整えていく。

ア. 駿河台キャンパス

本学における重点研究プロジェクト、研究成果活用促進センター施設等の拠点のほか、都市型キャンパスの立地を活かし、大学間連携、シンクタンク、地方自治体、企業等との連携及

び共同研究施設として、現在C地区に建設中の建物の活用を図る。本学における研究活動のさらなる活性化のために、同じ研究系又は学際系の教員、学生、研究員等が同じ場所に結集して研究活動、打合せ等ができるスペースの確保等その運用方法を検討していく。

イ. 生田キャンパス

本学の国際的な評価を高めることを目的として、自然科学分野のより一層の活性化を推進していくため、共通性の高い装置・機器等の効率的な配置・活用、外部資金による大型研究プロジェクト、民間等との共同研究等を推進するための研究スペースの確保を進めていく。そのために、従来検討してきた「総合分析評価センター（仮称）」構想を充実・発展させ、新研究棟の建設とハイテク・リサーチ・センターの改修・整備を柱とし、これらを一体的に運用する「先端科学技術研究センター（仮称）」整備事業を推進する（資料1-7-2）。今後は、研究施設の機能の明確化、必要な整備の内容、運用の基本的考え方等を整理するとともに、現在、生田キャンパスにおいて検討している標記事業案を大学全体の議論として進めていくよう、コンセンサスの形成等を進めていく。

ウ. 中野キャンパス

先端研究の将来的な発展性、多様性等を考慮した十分な研究スペース、ワークスペース及び社会連携と国際研究交流機能を視野に入れたコミュニケーションスペースの確保とともに、事務業務に必要な要員を確保し、研究活動の推進体制を整備していく（資料1-7-1）。

2. 現状（2011年度の実績）

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

教育研究等環境の整備に関する方針等については、機構会議等で検討し、教育・研究年度計画書に反映している（資料1-7-1）。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

駿河台・和泉・生田の3キャンパスを中心に、それぞれの校地・用地に必要な校舎・施設を配備し、また、ネットワーク環境も十分な配慮をしているが、多くの課題を抱えている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

2013年度からの利用開始に向け、駿河台C地区に共同研究室が30程度入る予定の建物が建設中であり、このことにより駿河台キャンパスにおける共同研究の環境の改善となる。

(2) 改善すべき点

外部研究資金による大型のプロジェクト、民間との共同研究等を行う研究スペースが著しく不足しており、研究の進展に支障を来しているため、大型の重点的な設備投資が必要である。教育研究等環境の整備に関する方針について単年度、長中期に分けて明確な方針の記述がない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

ア 駿河台キャンパス

本学における重点研究プロジェクト、インキュベーション施設等の拠点のほか、都市型キャンパスの立地を活かし、大学間連携、シンクタンク、地方自治体、企業等との共同研究施設及び連携を、C地区建物竣工に向けて推進し、その活用を図る。

イ 生田キャンパス

理系分野の研究を飛躍的に発展させるため、従来の「総合分析評価センター（仮称）」構想を充実・発展させ、2009年度から生田地区で合意形成を進めてきた新研究棟の建設とハイテク・リサーチ・センターの拡充・整備を柱とする「先端科学技術研究センター（仮称）」整備事業を推進する。

これらの施設は、大型の外部資金プロジェクト、民間との共同研究等を推進するための柔軟な研究スペースの確保と共通的に使用する機器の効率的配置・運用の二つを目的とし、一体的な整備・運用を図るものである。

これにより、他大学と比べて遅れている理系分野の研究環境が大幅に改善し、大型の外部資金への申請や民間との共同研究等が推進され、研究の活性化につながることを期待される。また、機器の管理・運用に関してはオペレーター制度を確立し、機器の活用促進及び分析評価のサイクルが格段に早められることも期待できる。これらにより、生田キャンパスにおける研究がより一層高速化され、効率よく成果を得ることが可能となる。

ウ 中野キャンパス

国際化、先端研究及び社会連携の拠点をコンセプトとして進められ、先端数理科学インスティテュート（MIMS）の移転等を予定している。先端研究の将来的な発展性や多様性を考慮した十分な研究スペース、ワークスペース及び社会連携と国際研究交流機能を視野に入れたコミュニケーションスペースの確保が必要となる。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

教育研究等環境の整備に関する方針について単年度、長中期に分けて明確な方針を定め、それに向けた計画やスケジュールを示して実現に結びつけるように進めていく。それぞれの研究施設の機能の明確化、必要な整備の内容、運用の基本的考え方等を整理するとともに、コンセンサス形成等を進めていく。

5 根拠資料

資料1-7-1 2012年度教育・研究年度計画書

資料1-7-2 「総合分析評価センター（仮称）」の設置に向けた視察報告書

【Ⅶ-3 研究環境等】

1. 目的・目標

（教育研究環境整備に関する方針に含めて記述しました）

2. 現状（2011年度の実績）

(1) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか（TA, RA, スタッフ等）

① 支援スタッフ

法人が給与等を支給するポスト・ドクターとして、2011年度は17名のポスト・ドクターを採用した。今後も、この制度を戦略的に活用するために、募集時期等を随時見直すとともに、待遇改善も含め検討していく（資料1-7-3）。

また、文部科学省の「教育研究高度化のための支援体制整備事業」で採用したオペレーターな

どの技術スタッフを、補助事業終了後も引き続き雇用した。

②教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

外部の公的機関から研究資金を得て行われている研究プログラムは、以下のとおりである（資料1-7-4, 18-28頁）。

- (1) 文部科学省
 - 「私立大学学術研究高度化推進事業」2件（学術フロンティア推進事業1件、オープン・リサーチ・センター整備事業1件）
 - 「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」8件
- (2) 科学研究費助成事業：262件（直接経費408,987,000円）
- (3) その他の主要な競争的研究資金獲得状況
 - ア 厚生労働省「厚生労働省科学研究費補助金」1件（350,000円）
 - イ JST「社会技術研究開発事業」1件（14,820,000円）
 - ウ JST「戦略的創造研究推進事業（ERATO）」1件（37,700,000円）
 - エ JST「戦略的創造研究推進事業（さきがけタイプ）」1件（8,346,000円）
 - オ JST「戦略的創造研究推進事業（CRESTタイプ）」5件（117,158,600円）
 - カ JST「研究成果最適展開支援事業A-STEP」8件（7,869,500円）
 - キ JST「科学コミュニケーション連携推進事業」1件（462,800円）
 - ク 農林水産省「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」2件（19,400,000円）
 - ケ 農林水産省「冬作物の高品質化に資する基盤技術の開発委託事業」1件（2,505,000円）
 - コ（独）農業・食品産業技術総合研究機構「イノベーション創出基礎的研究推進事業」2件（27,750,000円）
 - サ（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構「太陽エネルギー技術研究開発事業」1件（60,000,000円）
 - シ 経済産業省「工業標準化推進事業」1件（1,478,353円）
 - ス 独立行政法人日本学術振興会「研究成果の社会還元・普及事業」2件（791,000円）
 - セ 独立行政法人日本学術振興会「学術研究動向調査等研究」1件（1,870,000円）

専任教員（助手を除く）、特任教員、客員教員（一部を除く）には、年35万円が特定個人研究費として、個人で行う学術研究を助成するために支給されている。その他、国内学会発表（参加費が年間2回及び海外の学会参加費が年間1回支給されている）。

また、専任教員（助手を除く）、特任教員、客員教員（一部を除く）は、全員個人研究室が一部屋与えられている。

本学では、社会科学研究所、人文科学研究所、科学技術研究所の3つの研究所ごとに研究費が予算化されており、総合研究・共同研究・個人研究・重点研究・特別研究といった研究種目を設けて、研究を推進している。

本学ウェブサイトを通じて、本学教員等の研究大学院担当教員を対象にした大学院研究科共同研究を設け、特定の研究課題に関する共同研究を現状では5件程推進している。

平成 23 年度の科学研究費助成事業については、新規申請 207 件（研究成果公開促進費，奨励研究及び特別研究員奨励費を除く）のうち採択が 73 件であり，新規採択率は 35%であった。

研究助成金については，8 件（7,260,000 円）を受け入れている。学内の研究費としては，競争的配分の研究費として新領域創成・若手研究があり，また特定個人研究費と三研究所に予算化された研究所研究費（学内公募）が存在する。機構の下に，特定の研究課題を設け目的を明らかにした共同研究を推進するための特定課題研究ユニットが，約 80 件設置され，プロジェクト及び成果等をタイムリーに公開している。その他，教員の研究業績データベースを整備している。さらに，年度ごとに研究シーズ集及びおよびパンフレットを刊行し，企業を含む外部機関へ渡している。その他，3 研究所では紀要，欧文紀要，年報を刊行して，教員の研究成果を公表している。また，総合研究の成果については，大学が助成して叢書を刊行し，国内外の研究機関等に送付している。なお，国内外の研究機関から送付されてくる紀要類は図書館で収蔵し，研究に供している。

(2) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

「社会連携ポリシー」（資料 1-7-5），「知的財産ポリシー」（資料 1-7-6），「利益相反ポリシー」（資料 1-7-7），「研究者行動規範」（資料 1-7-8），「技術移転事業等における学外交流倫理に関するガイドライン」（資料 1-7-9），「研究費の適正管理に関する規程」（資料 1-7-10），「研究活動の不正にかかわる通報処理に関する規程」（資料 1-7-11），「研究成果有体物取扱要領」（資料 1-7-12）及び「知的財産権等に関する秘密情報取扱要領」（資料 1-7-13）を制定し，円滑に社会連携活動を推進するとともに，大学又は研究者としての基本姿勢及び遵守すべき事項を定めて実施している。

① 研究倫理に関する学内規程の整備状況

関係ポリシー等及び校規として，「社会連携ポリシー」，「知的財産ポリシー」，「利益相反ポリシー」，「研究者行動規範」，「研究費の適正処理に関する規程」，「研究活動の不正にかかわる通報制度に関する規程」，「研究成果有体物取扱要領」及び「知的財産権等に関する秘密情報取扱要領」を制定し，円滑に社会連携活動を推進するための体制を整備している。

② 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

研究倫理をチェックする窓口が，産学連携を推進する部署である研究推進部になっているため，客観性・公平性の観点から疑義を持たれる恐れがある。

「利益相反ポリシー」の方針のもと，審議案件が利益相反状態にあるかどうかの該非判定の基準や審査，申告，不服申立て等を行う際の統一規定等及びマネジメント体制が未整備である。

海外に機械装置や研究試料等を移動する場合の安全保障貿易管理規制への対応に関して，学内の体制が整備途上の状況である。

研究を遂行する上での，インフォームドコンセント，生命倫理，安全管理等の承認及び関係機関への手続を行う際の全学的な統一規定及び手続方法が未整備である。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

大型の公的研究資金のほか，科学研究費助成事業についても，採択件数，採択金額（直接経費）及び採択率がそれぞれ 4 年前に比べて倍増するなど伸びてきている（資料 1-7-4，24 頁）。

紀要・年報は，毎年刊行しており，定常的な研究成果の発信機能を有している。

(2) 改善すべき点

ア 科学研究費助成事業については、ここ数年増加しているが、研究のメルクマールとしてさらに受入金額の増大に向けた検討・方策立案を行い、支援体制を強化していく予定である。また、研究活用知財本部関連では、受託研究等の件数及び総額は、不況の影響もあり前年度比5%減と近年の増加傾向が落ち着いてきているため、受入金額の増加に向けたさらなる検討を進めていく必要がある。

イ 特定個人研究費の支給額は、私立大学の中では標準的な金額である。本学における研究活動をさらに活性化させるためには、特定個人研究費等教員に対して一律に支給される研究費とは別に、大学が戦略上必要な共同研究プロジェクト等を実施するための研究費又は次代を担う若手研究者に支給する研究費の創設等、研究費の重点配分の推進を図る必要がある。また、規模の大きい戦略的な共同研究や大型の競争的研究資金の獲得者に対する支援やインセンティブ付与を強化していく必要がある。

ウ 一般的に、教員は授業時間のコマ数が多く割り当てられていることが多いため、特に大型の研究資金獲得教員において研究時間の確保の面で支障を来している。

エ その他、共同研究及び外部の大型研究プロジェクトを実施するためのスペースが不足しており、このことが障害となって、企業等の大型共同研究やプロジェクトを断念するケースも見受けられる。

オ 本学大学院担当教員間の共同研究に対する助成制度がある（資料1-7-4, 30頁）が、他の共同研究に対する助成はない。

カ 科学研究費助成事業の申請・採択状況は、大学の規模を考えると、まだ少ないと言わざるを得ない。学内の研究費が比較的潤沢に措置され、しかも予算配分型の傾向が強くと、有効的な研究費の使用について検討していく必要がある。また、本学には文系の教員数が圧倒的に多く、競争的研究資金よりも大学支給の経常的研究資金に依存する教員の割合が多い。

キ 研究・知財戦略機構及び本学の研究成果や研究シーズのホームページにおける検索が容易でないことが挙げられる。ホームページの配置を工夫することや、図書館の機関リポジトリとの連携強化を含め、総合的に見直す必要があり、現在検討中である。また、本学の研究成果及び活動内容の概要が理解できる冊子の作成が望まれていたが、2009年度に研究年報を初めて刊行した。その他、文系と理系とは紀要に関する学会等における評価の違いがあり、掲載論文等に関して検討する必要がある。

ク 研究倫理をチェックする窓口が産学連携を推進する部署である研究推進部になっているため、客観性・公平性の観点から疑義を持たれる恐れがある。

ケ 「利益相反ポリシー」の方針のもと、審議案件が利益相反状態にあるかどうかの該非判定の基準や審査、申告、不服申立て等を行う際の統一規定等及びマネジメント体制が未整備なため審議案件の迅速な処理が困難となっている。

コ 海外に機械装置や研究試料等を移動する場合の安全保障貿易管理規制への対応に関して、学内の体制が整備途上の状況である。

サ 研究を遂行する上での、インフォームドコンセント、生命倫理、安全管理等の承認及び関係機関への手続を行う際の全学的な統一規定及び手続方法が未整備なため、一部支障をきたしている。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

ア 科学研究費助成事業及び他の競争的研究資金の申請・採択件数を増やすには、各教員の研究力が向上しなければならない。それには、当然のことながら、各教員の論文・学会発表、論文のサイテーションを着実に増やしていく必要がある。また、教員の外部資金獲得への意欲をそうしたことを支援するため、次のことを行う（資料1-7-14、資料1-7-15）。

（ア） 外部資金の情報をタイムリーに収集し、教員へ周知徹底する。

（イ） 申請書を作成し、応募する際の支援の事務態勢を強化する。そのために、申請書の書き方及び加筆修正に優れた人材を育成し、複数名配置する。

（ウ） 科研費審査委員経験者及び既採択者等の協力を得て、採択されるような申請書の書き方の指導を行う等のサポートを行う。

（エ） 研究クラスター事業を推進する。

（オ） 大学主導の大型研究プロジェクト（外部からのヘッドハンティングや施設・機器設備も含む）の立ち上げ等の企画を行う。

イ 専任教職員の派遣または現地の企業等に関する情報・ネットワークを有する人材を配置する。

ウ マレーシアに強力なパイプを持つ教員を核として研究交流及び産学連携に関する基盤を築く計画を策定する。

エ 中国等においても研究交流が行えるような交流基盤の整備を検討する。

オ 研究推進部の外に、コンプライアンス、利益相反及び倫理に係る部署の設置を進める。具体的には、研究費管理部署が研究費活動の不正に係わる通報窓口であることから、この窓口を第三者に当たる部署に移管するか、コンプライアンス等を統括する部署を新設して対応する必要がある。

カ 安全保障貿易管理体制、インフォームドコンセント、生命倫理、安全管理等の承認及び手続きを行う窓口の創設を進める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

(1) の改善計画を長中期的にも継続して実行・推進していく。

5 根拠資料

資料1-7-3 法人が給与等を支給するポスト・ドクターの採用手続に関する取扱要領

資料1-7-4 「明治大学の研究－明治大学研究年報－2011」

資料1-7-5 社会連携ポリシー

資料1-7-6 知的財産ポリシー

資料1-7-7 利益相反ポリシー

資料1-7-8 研究者行動規範

資料1-7-9 技術移転事業等における学外交流倫理に関するガイドライン

資料1-7-10 明治大学における研究費の適正管理に関する規程

資料1-7-11 研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程

資料1-7-12 研究成果有体物取扱要領

資料1-7-13 明治大学知的財産権等に関する秘密情報取扱要領

資料1-7-14 「明治大学における研究費に関する使用マニュアル（2011）」

Ⅷ 社会連携・社会貢献

1. 目的・目標

(1) 産・学・官との連携の方針

本学は、社会貢献を大学の研究と教育に続く第三の使命として、社会連携ポリシーにおいて明確に位置付けしており、平和で豊かな社会を創造することを理念とし、これに本学の教職員等が一致協力して取り組むことを必要としている（資料1-8-1）。

(2) 地域社会・国際社会への協力方針

本学は、社会科学・人文科学・自然科学の各分野における研究基盤から生まれる高度で先進的な研究成果を、海外を含む学外機関との交流をはじめ、企業、国、地方自治体やその地域社会・国際社会に速やかに還元していく。

2. 現状（2011年度の実績）

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか

①産・学・官等の連携の方針の明示

産学連携に伴う利害関係の衝突に備えた産学連携にかかわるルールに関しては、2005年1月に制定された「利益相反ポリシー」（資料1-8-2）及び利益相反委員会が発行した「社会貢献と倫理及び利益相反に関するガイドライン（資料1-8-3）」を教職員に配布・周知を行っている。また、知的財産にかかわる権利に関する取扱い等については、「社会連携ポリシー」、「知的財産ポリシー」（資料1-8-4）、「発明等に関する規程」（資料1-8-5）等を制定している。

②地域社会・国際社会への協力方針の明示

研究・知財戦略機構規程において、研究の国際化推進のための活動及び研究面における社会との連携活動を事業の一つとして規定している。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

①教育研究の成果をもとにした社会へのサービス活動

受託・共同研究、学術奨励寄付等による企業等との連携のほか、科学研究費助成事業等競争的研究資金による研究成果の還元を行っている。また、三研究所が主催する講演会を年数回開催するとともに、地域連携の一環として国際浅草学にかかわる台東区民等を対象としたイベント・シンポジウムの開催等も行っている（資料1-8-6）。

②学外組織との連携協力による教育研究の推進

寄附講座に関しては、2007年度から大和証券寄附講座「ベンチャー起業アイデア創出とビジネスプラン構築」が学部間共通総合講座として開講された。

企業や外部研究機関等との共同研究、受託研究の受入実績については、2006年度108件、2007年度108件、2008年度138件、2009年度139件、2010年度136件、2011年度119件と、近年は契約件数ベースで高い水準を維持している一方、特許等の知的財産権に関わる技術移転件数は、累計として43件であり、年度により件数の増減がある。金額面では非常に多いとは言えない状況は続いているものの、過去実績との比較においては増加基調にあり、2011年度特許出願等実績に

における実施料等収入は約 460 万円である（資料 1－8－6）。

共同研究、受託研究件数及び金額の推移

年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
件数	108 件	108 件	138 件	139 件	136 件	119 件
金額	337, 418, 385	312, 227, 261	295, 480, 929	275, 088, 876	465, 056, 399	416, 145, 530

研究活用知財本部を中心に随時検討している産官学連携活動の評価と見直し結果に基づき、本学の研究活性化につながる活動を重点的に実行している。文科系における研究案内等の発行による本部活動の周知や寄付募集活動の推進による外部資金獲得の強化、理工系における特許の出願・権利化戦略の構築や専門能力を有する職員の増強などの施策については継続して取り組んでいく。理工系分野の産学連携活動においては、2011 年度は重点課題を検討するためのタスクフォースを組織し、保有特許の棚卸や産学連携活動に携わる研究者向けのガイドブック作成を実施した。

③地域交流・国際交流事業への積極的参加

海外拠点として、マレーシア工科大学内に「明治大学マレーシア・サテライト・オフィス（MMSO）」を開設している。MMSO は国際的な産官学連携の拠点として、また、マレーシア工科大学をはじめマレーシア国内の本学との協定大学・研究者との交流の場として、さらには留学生の受入れ・派遣の窓口等多様な目的・機能を有している（資料 1－8－6、17 頁）。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

ア 産官学連携による共同研究及び受託研究等の受入窓口の一元化により、企業等との連携については、全学的な統一方針の下、迅速かつ円滑に行うことができるようになり、対外的にもわかりやすく、透明性のある効果的な対応が可能となった。

イ 日本の大学として、マレーシア国内に拠点を設置したのは本学が初めてであり、マレーシアの企業及び現地進出日系企業等の連携に関して優位性がある。また、マレーシアの地理的及び文化的背景から東南アジア・中東地域（イスラム圏）のハブ拠点となる可能性を有していることも設置の利点として挙げられる。現地在住の邦人校友やマレーシア人留学生からなる明治大学マレーシア紫紺会が設立された。サバ大学などとの交流協定も進んでいる。

(2) 改善すべき点

改善すべき問題点として

社会連携、地域連携等の活動を取りまとめる部署がないために、各部署が当該所管業務にかかわる部分を担っている状況である。本学における社会連携・地域連携の概念を統一化し、これらを統括する部署の設置が求められる。

ウ

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

受託・共同研究等については、件数及び研究費金額ともに順調に増加している。今後も持続的かつ適切に受託研究等の受け入れを進展させていくために、次のことを行う。

ア 大型研究をコーディネートする専門人材を任用する。

イ 外部機関の研究委託につながる研究シーズ情報を積極的かつ効果的に発信する。

ウ 受託・共同研究等を増やすには、何といたっても研究力の底上げを行わなければならない。そのために、研究環境の整備（研究施設・スペースの拡充・研究時間の確保・研究支援者等の配置等）及び科研費を含めた外部研究資金の導入を円滑に推進・サポートするための事務支援体制の強化を行う。

エ マレーシア・サテライト・オフィスについては、マレーシアにおける産学連携活動の推進という観点から、現在は研究推進部が運営を所管しているが、幅広い国際展開をしていくためには、研究のみでなく、教育活動、地域連携活動、学生交流等の幅広い活動を進めていく必要がある。そのためにも国際交流活動を所管する部署において海外のサテライト・オフィス等の運営を移管する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

上記の研究環境整備及び外部研究資金の円滑な推進・サポートのために、不可欠な支援体制の整備に向けて、適正な事務スタッフの配置とスキル向上に向けた取り組みを行う。

5 根拠資料

資料1-8-1 社会連携ポリシー

資料1-8-2 利益相反ポリシー

資料1-8-3 社会貢献と倫理及び利益相反に関するガイドライン

資料1-8-4 知的財産ポリシー

資料1-8-5 発明等に関する規程

資料1-8-6 「明治大学の研究－明治大学研究年報－2011」

Ⅸ 管理運営・財務

【Ⅸ-1 管理運営】

1. 目的・目標

(1) 管理運営方針

機構は、本大学において世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともに、その成果を広く社会に還元することを目的としている。この目的等を規定した規程を整備し、明文化された規程に基づいた公正な運営を行っている。

組織の公正な運営を行うための審議機関として機構会議を設置するとともに、適切な事務

組織を設け、公正かつ合理的な組織運営を目指していく。

2. 現状 (2011 年度の実績)

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

研究・知財戦略機構は、本大学において世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともに、その成果を広く社会に還元することを目的とし、以下の事業を行う（資料 1-9-1）。

- ・ 本大学における研究の戦略的推進
- ・ 研究を戦略的に推進するための研究環境の重点的整備
- ・ 研究資金確保のための活動
- ・ 研究の国際化推進のための活動
- ・ 研究面における社会との連携活動
- ・ 知的財産の創出，取得，管理及び活用
- ・ その他目的達成のために必要と認められる事業

(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか

① 関連法令に基づく管理運営に関する学内諸規定の整備とその適切な運用

機構は、大学の附属研究機関として明治大学学則第 64 条第 1 項第 1 号に規定されており、管理運営については、研究・知財戦略機構規程を制定し、これに基づいた適切な運用を行っている。

また、機構を構成する研究企画推進本部は、上述の研究・知財戦略機構規程に加えて、研究活用知財本部は、研究活用知財本部規程を制定し（資料 1-9-2）、これに基づいて適切な運用を行っている。機構の附属研究機関・施設においてもそれぞれ組織ごとに要綱を制定し、これに基づいた運用が行われている。

② 機構長等の権限と責任の明確化

研究・知財戦略機構の役職者は以下のとおり規定されている。

- ・ 機構長は、機構の業務を総括し、機構を代表する。（機構規程第 6 条）
- ・ 研究企画推進本部長は、研究企画推進本部の業務を総括し研究企画推進本部を代表する。（機構規程第 10 条）
- ・ 研究活用知財本部長は、研究活用知財本部の業務を総括し、研究活用知財本部を代表する。（明治大学活用知財本部規程第 4 条）

③ 機構長等の選考方法の適切性

研究・知財戦略機構長は学長をもって充てることとなっている。副機構長の 1 名は、教務担当常勤理事又は財務担当常勤理事のうちから理事会が任命し、他の 2 名は、それ以外の機構会議の構成員のうちから学長の推薦により理事会が任命することとなっている。

研究企画推進本部長及び研究活用知財本部長は、専任教員のうちから、学長の推薦により理事会が任命することとなっている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

① 事務組織の構成と人員配置の適切性

研究・知財戦略機構の所管部署は、研究推進部研究知財事務室及び生田研究知財事務室となっ

ている。その人員配置は、管理職を含めて研究知財事務室 29 名（専任職員 15 名（うち 1 名和泉）・短期嘱託 7 名・派遣職員 7 名（うち 3 名和泉）：専任職員 1 名は休職中のため派遣 1 名が代替で配属）、生田研究知財事務室 26 名（専任職員 10 名（うち出向中 1 名）・短期嘱託 1 名・派遣職員 11 名・特別嘱託 3 名）となっている（2012 年 3 月 31 日現在）。また、生田研究知財事務室には、文部科学省から産学連携コーディネーターが、経済産業省からは特許流通アドバイザー各 1 名が派遣を受けている。

②事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

効果的な研究推進及び知財の創出・活用にかかわる企画立案・補佐機能を掌る組織としては設置されているが、これらの業務を担う専任職員数が不足しているため、企画立案・補佐機能は十分とは言えない状況である。研究推進部における業務が大幅に増加し、さらにそれらが多様化、混然化しているばかりでなく、サービス内容が大幅に拡大された。その一方で、専任職員数が減っているのが現状である。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

担当業務に応じて外部の研修会、文部科学省、(独) 科学技術振興機構等の主催する研修に参加している。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

研究推進部が設置され、当該業務にかかわるサービス内容及び範囲を格段と向上させてきた。競争的研究資金獲得のため、科学研究費助成事業の申請書作成に係る説明会を数多く開催したり、申請書の加筆修正等のサービスを強化したりしている。また、和泉キャンパスにも研究知財事務室の分室を設置して、教員の便宜性を向上させるとともに、マレーシアとの交流、海外発信支援事業、助成金等の採択事業、出版会、先端数理科学インスティテュート(MIMS)の業務等に対応している。

(2) 改善すべき点

非専任職員に任せることが可能な業務も限られていることから、業務の増加に合わせた適正人員の配置を行う必要がある。

また、職員の専門能力及び情報収集力の面で改善を図っていく必要がある。特に、効果的な研究申請書の書き方、研究費の適切な執行、知財管理、産学官連携コーディネート、基礎的な語学力、論理・図解力、国語力、ファシリテーション能力、情報収集力等の向上が必要である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

近年の教員数及び獲得研究費の増加に伴い、研究費管理等の負担はさらに大きくなっており、法的に適正で迅速な処理が求められている。既存業務の維持、研究活動の推進にかかわる新たな施策の実施及び外部研究資金の獲得増加・管理を担うためにも、専任職員及び専門人材の増員を求めていくとともに、所管業務の一部を委託化することについても検討していく。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

職員の専門能力及び情報収集力の面で改善を図っていく必要がある。特に、効果的な研究申請

書の書き方、研究費の適切な執行、知財管理、産学官連携コーディネート、基礎的な語学力、論理・図解力、国語力、ファシリテーション能力、情報収集力等の向上が必要である。

[Ⅸ-2 財務]

1. 目的・目標

(管理運営に関する方針を含めて記述しました)

2. 現状 (2011 年度の実績)

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

文部科学省科学研究費助成事業をはじめとした外部資金の申請・受け入れ・管理は 2007 年度より一元化され、2011 年度現在、研究推進部が事務局となっている。文部科学省科学研究費助成事業については、ここ数年、増加傾向にあり、各学部等に協力を依頼し、申請件数を増やすために学部長会、教授会の各種会議等あらゆる機会をとおして申請を奨励している。また、申請支援体制の整備もすすめており、採択件数も増加している。また、文部科学省の私立大学戦略的基盤形成支援事業（旧称：学術研究高度化推進事業）には、各研究所を基盤とする研究プロジェクトから、2011 年度には継続を含めて 10 件が採択されている。

(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか

① 予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査

文部科学省通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、関係教員に「明治大学における研究費に関する使用マニュアル」を配付し（資料 1-9-3）、研究費使用手順、必要書類等を分かりやすく説明している。毎年、大学の会計基準及び上記マニュアルに照らして内部監査を受けている。

② 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

研究費の予算執行については、予算管理者及び研究代表者が逐次研究費執行状況を WEB 上で確認できるようにしており、計画に基づく適切な経費執行ができていないか検証が可能である。また、研究課題はすべて研究費支出報告書及び研究成果報告書を提出することになっており、評価の対象となる。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

研究費の適正な執行に向けて、毎年、実態と乖離した制度の見直しを進め、関係教員への周知を行っており、徐々にではあるが関係教員の意識が高まってきている。また、実態と乖離した制度の見直しも同様に進んでいる。

(2) 改善すべき点

研究費使用についての説明会を年度初めに開催しているが、関係教員の出席率がまだまだ低い。また、公的研究費を採択された初年度は出席者が多いが、2 年目以降は出席率が低下傾向にある。

この他にも、実態と乖離した執行ルールが残っているものがある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

研究費使用についての説明会を複数回開催して、関係教員の出席率を少しでも上げていく。
また、説明会内容等を工夫して、関係教員の意識・関心を高めるべく充実させる。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

研究費の適正な執行に向けて、実態と乖離した制度の見直しを進め、関係教員への周知を図っていく。また、内規等の整備についても進めていく。

5 根拠資料

資料1-9-1 明治大学研究・知財戦略機構規程

資料1-9-2 明治大学研究活用知財本部規程

資料1-9-3 「明治大学における研究費に関する使用マニュアル（2011）」

X 内部質保証

1. 目的・目標

〈検討中〉

2. 現状（2011年度の実績）

(1) 点検・評価を行い、社会に公表しているか

- ① 評価に関する委員会等の設置（名称，メンバー，年間開催回数）
- ② 評価報告書等の作成，公表

研究・知財戦略機構における活動内容，研究成果等については，本学のホームページや研究年報のほか，各種刊行物の刊行等により，公開されている。

- ・ 2010年度研究・知財戦略機構自己点検・評価報告書をウェブサイトで公表（資料1-10-1）
- ・ 『明治大学の研究－明治大学研究年報－2011』（資料1-10-2）

(2) 内部質保証に関するシステム（内部質保証を掌る組織，改革・改善につなげる制度，改善実績）を整備しているか

①内部質保証の方針と手続きの明確化

機構は，本学が世界的水準の研究を推進するため，研究の国際化を推進するとともに，その成果を広く社会に還元することが目的であり，これに沿った活動が担保されているか，達成度はどの程度であるのか分析・検証していく。

手続きとして，機構における各研究機関や所属教員等の事業活動報告及び研究成果報告については，規程等に基づいて当該年度の報告書を4月に提出してもらい，機構会議のほか，この下に設置される委員会等で，その内容について機構の方針等に沿ったものとして実施されているか検討・精査しており，この結果については，機構長に報告することとしている。

②内部質保証を掌る組織の整備

機構全体を統括する機構会議のほか、特定課題研究ユニットや基盤研究部門を統括する研究企画推進委員会、知的資産センター及び研究成果活用促進センターを傘下に知的財産の創出・活用等について統括する研究活用知財本部会議等で評価・改善等について検討する体制を整備している。

③ 自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立

諸活動にかかわる評価、改善、改革等については、機構会議のほか、この下に設置される研究企画推進委員会、研究活用知財本部会議、研究基盤部門の各種運営委員会等の審議機関があり、事案に応じて検討していく。なお、機動的に運用していくために、機構会議執行部会を設置して「研究・知財戦略機構自己点検・評価委員会」の役割を担う体制を整えている。

④構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

関係ポリシー等及び校規として、「社会連携ポリシー」、「知的財産ポリシー」、「利益相反ポリシー」、「研究者行動規範」、「研究費の適正処理に関する規程」、「研究活動の不正にかかわる通報制度に関する規程」及び「知的財産権等に関する秘密情報取扱要領」を制定・公開している。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

各事業報告書および年次報告書については、当該年度の活動内容とともに、研究活動の進捗状況（達成度）、翌年度の研究計画等についての記載を求めている。これら提出された報告書をもとに委員会で検証・評価する。この後、次年度に向けた年度計画書の提出を再度求めて確認を行っている。

②教育研究活動のデータベース化の推進

専任教員データベースを構築し、これに Oh-o!Meiji システムを通じて研究者自身がアクセスして、常時データを更新することができる環境を整備している。このデータベースに蓄積されたデータは大学ホームページや ReaD&Researchmap（研究開発支援総合ディレクトリ）で公開されるほか、認証評価や各種の統計資料に利用されている。

④ 学外者の意見の反映

大型研究等の審査や研究活動の不正行為にか通報処理に当たっては、学外の有識者を委員に加えるなど学外者の意見を反映する体制を整えている（資料1-10-3，資料1-10-4）。

⑤ 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項の対応

文部科学省や大学基準協会等からの指摘事項については、自己点検等を通じて対応するほか、内部・法定監査等の指摘事項によっても対応を要求されているため、これに基づいて、対応を着実にしている。例えば監査による事務処理方法等の指摘事項に対しては、機構会議で報告・検討し、改善策を提示している。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

諸活動の内容については、大学のホームページを始めとして色々な形で公開されており、透明

性を確保しており、学外からの意見反映に対応する体制は整ってきている。また、自己点検・評価について検討していく委員会等も設置されている。

(2) 改善すべき点

ア 諸活動の内容については公開されているが、さらなる学内外への周知が必要である。また、組織の性格上、審議機関が多く、手続が煩雑な部分がある。また、会議が多くなり、会議ごとに十分な議論ができない場合がある。

イ 機構全体の活動に対し、外部評価委員が加わっていないため、客観性を担保する必要がある。

ウ 社会的評価、特色、活力等の検証については、外部資金の獲得状況の推移を見て判断している程度であり、特に、本学の特色や活力面の検証を行うことが困難である。

外部委員を含めた評価委員会を設置するなどして、定期的かつ客観的に評価を行い、その内容を改善に結び付けられるようにしていく。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

機構のウェブサイトをさらに充実させていく。自己点検・評価について検討していく委員会の内規等を整備していく。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

機構における活動等については、学内外への周知をさらにすすめていく。また、機構全体の活動に対し、外部委員を含めた評価委員会を設置するなどして、客観性を担保する体制を構築し、定期的かつ客観的に評価を行い、その内容を改善に結び付けられるようにしていく。

5 根拠資料

資料1-10-1 2010年度自己点検・評価報告書ウェブサイト

(<http://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/6t5h7p00000alrjd.html>)

資料1-10-2 『明治大学の研究—明治大学研究年報—2011』

資料1-10-3 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業学内選考に関する内規

資料1-10-4 研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程